

## 補装具・日常生活用具について

補装具とは、失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは、補うために用いられる用具です。

日常生活用具とは、日常生活の便宜を図るための用具です。

### 【内容】

#### 補装具の種類

義肢・装具・座位保持装置・盲人安全杖・義眼・眼鏡・補聴器・車いす・電動車いす・座位保持いす・歩行器・歩行補助つえ・重度障害用意思伝達装置

#### 日常生活用具の種類

点字器・人工喉頭・ネブライザー・収尿器・ストマ用装具 など

#### 補装具と介護保険の福祉用具貸与の関係について

65歳以上(特定疾病の40歳以上65歳未満)の身体障害者の方は、種目により介護保険からの貸与が優先となりますので、補装具としての支給は行われません。日常生活用具の給付についても同様の考えです。

### 【申請窓口】

お住まいの福祉事務所または町村役場になります。

なお、申請にあたっては、障害者手帳の取得が必要となります。

こちらは参考資料となります。  
詳細についてのご相談は医療相談員にお声をおかけ下さい。



医療法人社団 三思会 くすの木病院  
医療相談室  
TEL:0274 - 24 - 3111(代)